

令和5年12月22日（金）

令和5年度希少野生動植物種専門家科学委員会

○環境省（皆藤） 本日は御多忙の中、当委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度希少野生動植物種専門家科学委員会を開催いたします。

本日の委員会の司会進行を務めます環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室の皆藤と申します。

開催に当たり、まず連絡事項を申し上げます。本会議はウェブ会議システムにより開催しております。会議の様子は事前に登録を受けている傍聴者の皆様限定して配信、公開されております。会議中の撮影や録音等の行為は全て禁止とさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

委員の皆様は、ウェブ会議中はカメラはオンにいただき、マイクはオフとしていただきますようお願いいたします。

御発言の際は、お名前の横にある挙手アイコンをクリックしてお知らせください。発言は、委員長から指名がありましたら、マイクのミュートを解除してから御発言ください。

本日の資料につきましては、環境省のホームページに掲載しております。また、委員の皆様には事前に電子データで送付しておりますが、会議中は画面上にも資料を表示しながら説明を進行させていただきます。

それでは、本委員会の委員を紹介いたします。名簿順に御所属とお名前を紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、恐れ入りますが、音声の確認も兼ねまして、一言ずつ御挨拶をいただけますと幸いです。

まず、東京女子大学名誉教授の石井信夫委員です。

○石井信夫委員 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

○環境省（皆藤） 続きまして、大阪府立大学名誉教授の石井実委員です。

○石井実委員 石井でございます。よろしく申し上げます。

○環境省（皆藤） 続きまして、公益財団法人山階鳥類研究所副所長の尾崎清明委員です。

○尾崎清明委員 おはようございます。尾崎です。

○環境省（皆藤） 続きまして、神戸大学名誉教授の角野康郎委員です。

○角野康郎委員 角野です。よろしくお願いします。

○環境省（皆藤） 続きまして、京都大学名誉教授の白山義久委員です。

○白山義久委員 白山でございます。よろしくお願いいたします。

○環境省（皆藤） 続きまして、北海道大学大学院農学研究院教授の中村太士委員です。

○中村太士委員 中村です。よろしくどうぞ。

○環境省（皆藤） 続きまして、公益社団法人日本動物園水族館協会顧問の成島悦雄委員です。

○成島悦雄委員 成島です。よろしくお願いします。

○環境省（皆藤） 続きまして、筑波大学大学院人間総合科学学術院教授の吉田正人委員です。

○吉田正人委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○環境省（皆藤） ありがとうございます。なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構の中静委員につきましては、本日、御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をいたします。

まず、環境省からですけれども、環境省から、今回、合計13名、名簿の名前のおりの出席者となっております。

また、事務局のほうは、業務受託者である自然環境研究センターの皆様が御出席しております。

開会に当たりまして、環境省の堀上審議官から御挨拶を申し上げます。堀上審議官、よろしくお願いたします。

○環境省（堀上） 委員の皆様、おはようございます。環境省の審議官の堀上です。冒頭、自然環境局の白石局長が不在になりましたので、私から御挨拶を申し上げます。

先生方におきましては、日頃から自然環境行政の推進につきまして御理解、御協力いただきまして感謝を申し上げます。12月でございますけれども、昨年12月には、生物多様性条約の第15回締約国会議が行われまして、そこで昆明・モンテリオール生物多様性枠組みが決まったわけでございますが、その中でも、生物多様性の保護という中で種の保全は非常に重要な柱でございます。今年の3月には生物多様性国家戦略を新しく見直しまして、その中でも希少種保全は、生態系の健全性の回復等に向けて重要な施策の柱として位

置つけられてございます。今後どういうふうに取り組を進めていくかということにおいて、今、大変重要な局面に差しかかっていると考えてございます。

そのような中で、今回、科学委員会を開かせていただきますけれども、本日の会議の主要な議題は2つでございます。1つ目は、国内希少野生動植物種6種の追加と、国際希少野生動植物種1種の追加でございます。これらの追加について、科学的な観点から御検討をお願いしたいと考えてございます。

また、もう一つの議題といたしまして、本日、保護増殖事業の事業完了の考え方について御意見をいただきたいと考えてございます。このことにつきましては、令和元年度の科学委員会においても御意見をいただいて、その考え方に触れていただいたところでございますけれども、新しい国家戦略においても完了事例を創出していくことを具体的な施策における目標の一つにしておりますので、今日はそのことについて、より具体的にお示しをし、今後の個別事業を進めるに当たっての基本的な考え方を整理していただきたいと思っております。

その他の議事として、今月13日に策定されましたタカネヒカゲ八ヶ岳亜種保護増殖事業計画と、平成30年度に施行いたしました前回の種の保存法改正から施行後5年を迎えたということで、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置、この2つをそれぞれ御報告させていただきます。本会議の趣旨を踏まえて、科学的な観点から、ぜひ忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○環境省（皆藤） ありがとうございます。

続きまして、本科学委員会の委員長を選出につきまして、前回と同様に石井実委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。恐れ入りますが、意思表示をお願いいたします。

（異議なし）

○石井実委員長 改めまして、おはようございます。石井でございます。議事進行役ということで務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、先ほど堀上審議官からございましたように、国内希少種の選定、国際希少種の選定、それに保護増殖事業の事業完了の考え方についての議題を予定しております。それから、その他の案件では、2件御報告があるということでございました。

それでは、早速始めたいと思っております。

本日の科学委員会ですけれども、ウェブ上でライブ配信しています。報道関係者や一般の方も御覧になっているということでございます。また、会議資料につきましても公開となります。議事の内容を了承いただく際は、画面上というので、手で丸をつくっていただくような形式でお願いできればと思います。

それでは、本日の議事1です。国内希少野生動植物種の選定についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○環境省（谷垣） 環境省希少種保全推進室の谷垣でございます。今日はよろしくお願いたします。

私から、まず資料1-1に基づきまして議事1の国内希少種の選定についてということで、まず概要の御説明、続いて資料1-2に沿って各種の候補種について御説明を差し上げたいと思います。

まず、資料1-1を御覧ください。これはほぼ例年どおりの概要になりますので、ごく簡単だと思いますけれども、毎回、先生方に御議論いただきまして、これまでのところ442種を国内希少種に指定してきているところでございます。2.今年度の指定につきましては、今年6月に非公開の検討会で各分野の方々に御議論いただきまして、今回、6種（動物3種、植物3種）について、候補種として選定をしております。後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、このうち動物の3種につきましては、令和3年7月に緊急指定種ということで指定をされたものでございます。緊急指定種につきましては、3年間の期限ということで指定をしておりますので、来年の夏には期限が切れるということで、今回議題に上げさせていただいているものでございます。

なお、(2)に記載しておりますけれども、国民提案ということで概要を書かせていただいております。これまでのところ、指定した種を記載しておりますけれども、引き続き検討させていただくということで残っているところもあるということで、御紹介だけさせていただきます。

(3)今後のスケジュールでございます。本日、御了承いただけましたら、本日よりパブリックコメントを実施させていただきます。その後、速やかに指定に向けた手続を進めていきたいと存じます。

手短ではございますが、資料1-1については以上になります。

引き続き資料1-2について御説明させていただきます。

○環境省（早瀬） 資料1-2に基づき指定候補種のうち動物について、私、希少種保全

推進室の早瀬から御説明をさせていただきます。

先ほどありましたとおり、今回、候補種とした動物種はウスオビルリゴキブリ、ベニエリルリゴキブリ、リュウジンオオムカデの3種となっておりますが、こちらの3種は、いずれも令和2年、または令和3年に新種として報告された種でございまして、捕獲等による影響が懸念されたということから、令和3年7月に種の保存法の緊急指定種に指定がされておりまして、現在も捕獲や譲渡し等の取扱い規制がこの種の保存法に基づきかかっている状況です。緊急指定の指定期間は最大3年間となっております、その指定期間中に生物学的知見を集積して、国内希少種の指定の要否を検討することとしております。これら3種の指定期間が令和6年6月ともうすぐ切れるという状況になっていることから、今回、指定の要否について検討の上で候補種として選定をしているところですので、御意見をいただけますと幸いです。

まずは、ウスオビルリゴキブリですけれども、こちらの種は令和2年11月に新種として記載された種でございます。沖縄県の石垣島でも標本の情報があるんですけれども、現在は与那国島のみで生息が確認されておりまして、こちらの種は主に林内の立ち枯れなどに生息をしている種です。本種については新種として記載された種ですので、現在、環境省レッドリストには掲載されていないんですけれども、本種については分布域が限られている状況などから、レッドリスト評価を行っています絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の昆虫分科会におきまして、令和5年6月に環境省レッドリストで絶滅危惧I B類（EN）に相当するという評価をいただいているところでございます。このルリゴキブリ類の種ですけれども、ゴキブリの中でも美しい種ということで、主に飼育目的での生体の売買や、一部標本の売買がこのルリゴキブリ類で確認されておりまして、本種についても捕獲や、それに伴う朽木等の生息環境の破壊による影響が懸念されるということ、また、生息範囲がかなり限られている種でございますので、生息地の保全が必要ということから、今回、国内希少種の候補種として選定をいたしました。

続いて、ベニエリルリゴキブリについてです。本種については、令和3年3月に新種として記載された種で、生息地は宮古島の一部のみに限られている種です。先ほどのウスオビルリゴキブリと同様に森林性で、腐食した木などに生息をしております。本種について、現地調査なども行ってきましたけれども、特に生息地点が限られておりまして、捕獲や開発などによる種の存続への影響が極めて大きいものと考えております。また、本種についても、まだレッドリストには掲載されていないんですけれども、先ほどと同様に令和

5年6月に環境省レッドリストでは最も絶滅のおそれの高い絶滅危惧ⅠA類（CR）相当ということで評価されているところでございまして、今回、国内希少種の候補種として選定をしたところでございます。

続いて、リュウジンオオムカデについてです。こちらの種については、令和3年4月に新種とされた種で、オオムカデ属では日本で最大の種となります。沖縄県の沖縄島北部、久米島、西表島など南西諸島の複数の島に分布が確認されておりまして、こちらは良好な森林内にあるきれいな河川などに生息をする半水棲のムカデという種です。本種については、新種記載される前から本種と見られるオオムカデが高額で取引されていることが確認されておりまして、こちらも飼育目的の需要が大きい種と考えております。本種については、成熟するまでに要する時間も長く、野外における生息密度も低いということから、生体の捕獲が種の存続に与える影響は大きいと考えております。また、一部の生息地では、沢沿いの石が捕獲のために軒並み起こされてしまうなど、そういった捕獲を目的とした生息環境の攪乱も影響が大きいと考えられることから、今回、国内希少種の候補種として選定をしたところでございます。本種についても、まだレッドリストには掲載されていないんですけれども、同じくレッドリスト評価を行っている陸域その他無脊椎動物分科会におきまして、絶滅危惧ⅠB類（EN）に相当するという評価をいただいているところでございます。

動物の候補種については以上です。

○環境省（皆藤） 続きまして、植物の候補種の御説明をさせていただきます。植物は3種類でございます。まず、1種め、全体としては4種めになりますけれども、和名がツクシムレスズメというマメ科の植物になります。環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類に掲載されておりまして、今回の指定区分としては、通常国内希少種への指定を検討しております。種の特徴としては、常緑低木の植物で、溪流沿いなどの湿った林内に生育する種類となっております。分布域が熊本、宮崎、鹿児島、国内ですと九州にしかないという状況です。この種につきましては、開発等に伴う生育地の減少とか河川開発、道路工事、遷移進行などにより少しずつ生育場所が減少してきたと考えられております。

続きまして、5種めの種類ですけれども、ジョウロウランというラン科の植物になっておりまして、同じく環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA類で、検討している指定区分は通常国内希少種になります。こちらの種の特徴としては、非常に小型のラン科の植物になっていて、葉っぱも写真のとおり数枚しかないような、非常に小さい植物です。生育

場所としては山地自然林の暗い林床に生育しております。国内の分布は、現存が確認されているのが沖縄県の石垣島のみという状況になっております。こちらの種に関しましては、もともと希少な植物ですけれども、生育地の踏み荒らしや伐採に対して非常に脆弱であると考えられていまして、また、生育場所も限られていることから、開発の懸念等が存在するという事になっております。

最後、6種めですけれども、和名がコミノヒメウツギというユキノシタ科の植物です。環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類で、考えている指定区分としては、通常の国内希少種になります。こちらは、落葉の少し大きめな低木となっております、特徴としては、石灰岩地に生育するという特徴があります。分布域としては、国内のみに分布しております、大分県、宮崎県の九州のみに生育する種になっております。こちらの種につきましては、開発等に伴う生育地の減少とか石灰岩採掘、土地造成、道路工事、様々な開発行為によって少しずつ生育場所が減ってきていると考えられております。

説明は以上になります。

○石井実委員長 御説明ありがとうございました。まず最初に、国内希少種の選定の概要について御説明いただきました。それから、今回の候補種6種（動物3種、植物3種）ということで詳細な説明がございました。それでは、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。左下に手のひらボタンがありますので、これを押す形で挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

まず全体の資料1-1の説明がございました選定のところで何かございますか。角野委員、全体のところですか、お願いします。

○角野康郎委員 今回の資料に表1があります。この表1で、左の列が綱名となっていて、動物の3種に関しては昆虫綱とか唇脚綱と書いてあるんですね。ところが、植物は植物界となっていて、2列目の目が空欄です。指定3種それぞれ綱の名前も目の名前もあるのに、なぜこれだけこういう書き方をしているのか、とても違和感を覚えます。今までの指定種との整合性を考えられているのかもしれませんが、やはりちゃんと綱も目もあるので、名前を正確に書かないと資料として問題があるのではないかとということです。これは質問というか修正の意見です。

○石井実委員長 ありがとうございます。確かに表1を見ると不思議な感じになってますね。

それでは、どなたか環境省、説明をお願いします。

○環境省（谷垣） この点、資料を整えたいと思います。御指摘恐れ入ります。

○角野康郎委員 植物の分類体系は、最近大きく変わった時期があるので、どの体系を採用するかで、ひょっとしたら表記が変わってくると思います。そういうことも含めて御検討いただければと思います。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。精査させていただきます。

○角野康郎委員 よろしく。

○石井実委員長 御指摘ありがとうございました。私も改めて見てそう思いました。資料1-1のあたりで他にも御意見があったらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ、今回の候補種のほうに移りたいと思います。

それでは、昆虫綱、唇脚綱、ここも植物界となっているんですけども、ここを順番にいきたいと思います。最初に昆虫綱のところでは御意見、御質問等があったらお願いいたします。

といっても、専門家は私でしたね。私のほうからコメントですけれども、両種とも森林性で生息地が限られているということ。森林性なので、乾燥など様々な森林の悪化等の影響を受けていることに加えて、これは語弊があるかもしれませんが、ゴキブリにしては美しい種ということで、捕獲圧もかかっているということが分かっています。発見されて間もないということもあります。そういうことで、私としては、この2種のルリゴキブリ類の選定については、妥当と思っているところです。

ほかの委員の皆さん、何かございますか。特によろしいですか。後で振り返っていただいても結構です。

次はリュウジンオオムカデですけれども、ムカデの専門家は出席されていないのですが、強いて言うと私が近いのかなと思います。これもルリゴキブリ類と似た危機要因があります。加えて、ムカデの飼育をするといいますか、巨大なムカデということで珍しいというのもありまして捕獲圧がかかっているというのは確かなようです。本種についても、私としては妥当とみています。

この3種の動物ですけれども、他の皆さん、いかがでしょうか。特によろしいですか。

そうしましたら、植物のほうに進みます。ツクシムレスズメ、ジョウロウラン、コミノヒメウツギの3種でございますけれども、御意見、御質問があったらお願いいたします。角野先生、何かありましたらお願いします。

○角野康郎委員 3種の指定は妥当だと思いますが、開発が存続を脅かす要因になってい

るんですけれども、それがどこにあるかという情報を地元の行政の担当者なり、あるいは土地所有者が把握していないと、ここにあるということを知らないまま工事が入る可能性があるので、その辺は地元と連携を取った上で有効な保全策を取っていただきたいと思えます。

○石井実委員長 ありがとうございます。これはコメントということですが、事務局、何かございますでしょうか。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。その点、ほかの希少種についてもそうですけれども、地方環境事務所とも調整をしながら、自治体と情報共有を適切な形で図っていきたいと思っております。そうしたときの配慮の仕方とか、いろいろ専門家の方々にも御助言いただくこともあろうかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○角野康郎委員 よろしく願いします。

○石井実委員長 角野委員、ただ、難しいのは、植物の場合は動けないので、不特定多数に情報を提供するとまずいというところがありますよね。

○角野康郎委員 そのとおりです。ですから、少なくとも行政の担当者と関係者だけは知っているとか、そういう情報共有が必要だというのが私の意見です。

○石井実委員長 ありがとうございます。ということで、慎重にということも付け加えておいたほうがいいのかもかもしれません。

ほかに御意見等あったらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

そうしましたら、今回御提案の6種ですが、この候補種につきまして、事務局の御提案どおり国内希少種の選定が適当と思われるかどうか。これは決議が必要ですので、皆さん手で丸ということで御了承いただくとありがたいと思えますので、よろしく願いします。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○石井実委員長 分かりました。御提案のとおり妥当と認めたいと思えます。皆さん、ありがとうございます。

続きまして、議事2でございます。国際希少野生動植物種の選定についてということで、まずは事務局から御説明をお願いします。

○環境省（尾崎） 野生生物課の尾崎と申します。国際希少種の追加について御説明させていただきます。

種の保存法では、国際的に協力して種の保存を図ることとされている種について、国際

希少種として指定して取引を規制することとしております。その中で、ワシントン条約で国際的な商業取引を規制されている附属書Ⅰの掲載種については国際希少種に指定をすることとしております。昨年、パナマでワシントン条約の締約国会議がございまして、附属書が改正されることとなりましたので、今年の2月23日の発効と合わせるタイミングで国際希少種の追加をさせていただきました。こちらとしてはもう対応をしているという形だったんですけれども、その後に附属書の改正により種を追加することが通知されました。これは、過去に分類の見直しを行った際に取扱いに誤りがあったということで、それを見直すことを改めて手当てしたということで通知がございました。既にこちらは対応が完了してしまっておりましたので、今般の国内種の改正に合わせる形で、改めてきょうちくとう科の植物の一種 *Pachypodium windsorii* (パキュポディウム・ウィンドソリイ) という多肉植物、あるいは塊根植物と呼ばれる植物を改めて規制対象とすることにさせていただきたいと思っております。18日からパブリックコメントは既に開始させていただいているところでございます。

続いて、種の概要について、資料2-2で御説明をさせていただきたいと思っております。今般追加する *Pachypodium windsorii* (パキュポディウム・ウィンドソリイ) という種ですけれども、こちらはもともと *Pachypodium baronii* (パキュポディウム・バロニイ) という種が元になっておりました。過去は変種として取り扱われていたものが、改めて種に格上げされたというか、種として取り扱われることになったんですけれども、そのときに附属書Ⅱと一度整理されていたものを、改めてⅠとして整理をしております。マダガスカルに分布する園芸利用されている種で、実際に今、国内でも流通はあります。ただ、きょうちくとう科につきましても、外観上、栽培されている繁殖由来のものと野生由来の個体は見分けがつくということで、従来、繁殖個体について規制の対象外としておりますので、この種についても元の種と同様の取扱いとさせていただきたいと思っております。

こちらについて御審議いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。新たに国際希少種を1種追加するというところで、その経緯と実際にどの種かという内容について御説明いただきました。それでは、委員の皆さんから御意見、御質問を受けたいと思っております。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。なければ、これにつきましても皆様方からの御承認が必要ですので、お諮りしたいと思っております。それでは、御提案がありました *Pachypodium windsorii* (パキュポディウム・ウィンドソリイ) という種を新たに追加するということに

御賛同いただけましたら、手で丸ということをお願いいたします。いかがでしょう。

(異議なし)

○石井実委員長 ありがとうございます。では、お認めいただいたということにさせていただきますと思います。

それでは、次に進みます。続きまして、議事3でございます。保護増殖事業の事業完了の考え方について、まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○環境省(福島) 希少種保全推進室の福島です。保護増殖事業の事業完了に関する考え方に関する論点整理ということで御説明させていただきます。資料は資料3-1、3-2になります。また、参考資料として参考資料6「保護増殖事業のあり方について」、こちらは令和2年に公表しているものになりますが、それと参考資料7として保護増殖事業の計画一覧をつけさせていただいております。こちらも併せて御覧いただければと思います。

まず、資料3-1の1. 検討の背景を御覧ください。種の保存法に基づく保護増殖事業は、開始されてから30年が経過し、種によっては事業実施により生息・生育状況が大きく改善するなど、一定の成果が上がってきておりますが、一方で、事業が完了した事例がまだございません。今年の3月に閣議決定されました生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年に達成すべき目標の1つに「保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数」を5種とすることが掲げられております。現在、幾つかの種において、保護増殖事業の完了に向けた検討を始めておりますが、具体的にどのような手続によって事業完了としてよいか、特に国家戦略の目標に適合するような事業完了について、どのような手続をして取り扱っていけばよいかということについて、きちんと整理がなされていなかったということもございまして、今回、事業完了に関する論点を整理して、事業完了に向けた具体的な手続等について案を作成いたしましたので、本日は、その点について御議論いただければと思っております。

資料は飛びますが、資料3-2のほうを御覧いただければと思います。まず、前提として、ここで対象とする保護増殖事業ですけれども、種の保存法に基づいて国が策定した保護増殖事業計画に基づいて、環境省自らが実施している保護増殖事業を対象としたいと考えております。保護増殖事業には、自治体や民間が確認や認定を受けて実施しているものもございしますが、国家戦略への目標の適用ということで、環境省事業を対象とするという

ことで考えているところでございます。

続きまして、こちらも前提になってくるんですけれども、保護増殖事業計画は、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を対象に策定ができることになっております。種の保存法では、保護増殖事業計画を策定する際の手続については規定されておりますが、計画を廃止する際の手続は規定されておられません。そのため、現行の法律では、1度、保護増殖事業計画を策定すると、この図にあるとおり、国内希少種の指定が解除されるまでは保護増殖事業計画は存続することになっております。こうした状況も踏まえまして、事業の目標が達成された場合には、計画が存続していても、事業の目標達成のタイミングで事業完了と取り扱えるように整理できればと考えているところです。令和2年に公表しました保護増殖事業のあり方（参考資料6）にも、保護増殖事業計画に掲げられた目標又は下位計画の目標を達成し、国が保護増殖事業を継続しなくても安定的に存続できる見込みが高い場合には、実施フェーズから数年に一度のモニタリングを行う監視フェーズに移行することを検討するとなっております。この上段の図にあるとおり、目標を達成して監視フェーズに入る矢印①のところ、事業完了という取扱いにしたいと考えております。

事業実施フェーズの後は監視フェーズになるんですけれども、これについては、国内希少種の指定解除までを1つの目安と考えておりますが、モニタリングを実施するかどうかやどのような体制、方法でやっていくかということについては、種の状況に応じて判断していくことになると考えております。

続いて、下段の図になるんですけれども、保護増殖事業計画は、先ほど申し上げましたとおり国内希少種を対象に策定されるということでございますから、国内希少種が解除される場合には、自動的に計画も失効されると考えられます。このことから、事業実施により対象種の生息状況が改善されて国内希少種の指定が解除された場合につきましても、国家戦略の目標として掲げている「保護増殖事業を完了した種」として取り扱うということと考えております。これは、ピンクの矢印②とありますが、このタイミングと考えております。

このスライドの一番下の赤枠の矢印①は、事業完了については、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会と、この希少野生動植物種専門家科学委員会に報告をして、報告した事業については、国家戦略の目標で掲げている「事業を完了した種」としてカウントできればと考えております。

また、保護増殖事業と別にはなるんですけれども、この2つの図の一番右のところにフ

フォローアップとございますが、国内希少種の指定解除後に、特に捕獲圧が増大するなど、その種の減少や生態系保全上の支障が生じるような社会的反響が強く懸念される種につきましては、必要に応じてフォローアップ期間を設けて、モニタリングを実施することも想定してございます。

今御説明した内容につきましては、資料3-1の1ページ目の下段「対象とする保護増殖事業について」と、2ページ目の上段「保護増殖事業の完了について」、3ページ目の上段「保護増殖事業計画の取扱いについて」と「事業完了後の監視フェーズについて」、4ページ目の中段「生物多様性国家戦略における「事業を完了した種数」の考え方」にも記載しておりますので、併せて御確認いただければと思います。

まずはここまでで御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○石井実委員長 御説明ありがとうございました。保護増殖事業の完了の考え方ということで、新しく策定されました生物多様性国家戦略2023-2030の中で、2030年までに5種を事業完了するという目標設定がなされていることから、この考え方について御議論いただきたいということでございます。

それでは、ここまでのところで委員の皆さんから御意見、御質問があったら受けたいと思います。いかがでしょうか。資料3-2が分かりやすいので、この部分について御質問とか御意見とかをいただけるとありがたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、中村委員、お願いたします。

○中村太士委員 意見の前に確認で、聞き逃したと思うのですが、この事業実施フェーズの後に監視フェーズがあるケースとそうではないケースが2つあるという意味の説明だったのでしょうか。

○環境省（福島） この図は2つありますが、上段のほうの図は、国内希少種の指定が解除されるまでの間、保護増殖事業計画が事実上失効するまでの間に保護増殖事業の事業目標が達成して完了した場合は、計画自体は存続するんですけども、事業としては一旦ここで完了する。その後、監視フェーズに入るパターンが1つ考えられるということで示させていただきます。

もう一つ、下のほうの事業実施フェーズが最後まで続くパターンにつきましては、事業実施をしていく中で、例えばレッドリストの見直し等によってレッドリストのカテゴリー外になるなどして、国内希少種の指定がある時点で解除されるということも想定がされるかと思っておりますので、そうした場合は、監視フェーズがなく、そのまま事業終了に行く場合

があるということで、大きく分けて、その2パターンがあり得るということを考えてお示しをしているということになります。種によって、まだいろんなパターンが出てくるかなと思いますので、大まかにこの2パターンについてお示しをさせていただいたこととなります。

○中村太士委員 ありがとうございます。今回の論点というか、そちらからの依頼は、この2つのパターンで考えていくのが妥当かどうかということの提案なのでしょうか。

○環境省（福島） 特に国家戦略のほうに保護増殖事業が完了した種を5種、目標設定をしているということから、どういう考え方で事業完了した種として扱うか、その考え方をお示しさせていただいて、このような考え方でカウントしてよいという御了承をいただけたらということで、今回御提案させていただいているところになります。

○中村太士委員 カウントについては、そういう考え方で妥当なのではないかと思うのですが、気になるのは、例えば監視フェーズであったりフォローアップであったり、何かこの後検討した結果、もう一度課題があったときにフィードバックをかけるようなスキームがこの中には描かれていないので、それで大丈夫なんだろうかという懸念はあります。以上です。

○石井実委員長 今の点は重要かと思うので、よろしくをお願いします。

○環境省（福島） 御指摘の点は、もちろんこちらでも想定をしております。論点整理の資料3-1の3ページ目の「事業完了後の監視フェーズについて」の5ポツ目に、種の生息・生育状況の悪化等によって事業を再開する場合も想定されますので、事業完了のタイミングで事業再開をする基準等も検討しておくことが望ましいと論点としては方針も示させていただいているということになります。図としては、こういう示し方ですけれども、そういった可能性があることは、こちらとしても想定しているところでございます。

○中村太士委員 ありがとうございます。

○石井実委員長 ありがとうございます。それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田正人委員 この資料3-2のスライドが分かりやすいと思うんですけども、生物多様性国家戦略は、具体的に5種という目標を数値としては出しているんですけども、その基の考え方はネイチャーポジティブということだと思うんですけども、そのネイチャーポジティブは2020年に比べて2030年のほうが少しでもよくなっているという方向性をどう目指すかというところで、細かい数字5種という問題よりも、そちらのほうが重要だと思います。そのときに、例えば保護増殖事業は事業完了する、あるいは指定解除され

る、あるいはレッドリストから削除される、どこまでいったらネイチャーポジティブとして考えた方がいいのか。この図とネイチャーポジティブというものの関係はどんなふうに環境省としてお考えになっているのか伺いたいと思います。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。重要な御指摘とっております。どこまでいったらネイチャーポジティブなのかというのは、この保護増だけではなかなかお答えできない部分なのかなとっております。まさにこの保護増も国家戦略の中でいくつかの基本政策の柱の中の具体的な施策の一つであると思っております。ですので、この完了をもってネイチャーポジティブが達成されたということではなく、パーツの一つであると考えているところです。ですので、ネイチャーポジティブの達成度、あるいは個々の施策の達成度をはかる指標については、戦略の中でもいろいろと設けられているところで、それからまだ議論が続いている部分もありますけれども、そうしたところで総合的にはかかっていくことになると思っております。種の保存法、あるいは希少種保全の中のツールの一つがこの保護増であると思っておりますので、様々な種を組み合わせるネイチャーポジティブを達成していくということなのかなと考えております。正面からの答えになかなかないかもしれませんが、一旦お答えさせていただければと思います。

○石井実委員長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田正人委員 分かりました。もちろんネイチャーポジティブのツールの一つであるということは分かるんですけども、ネイチャーポジティブを達成していくには、この国内希少野生動植物の制度のときは、指定されたときはかなり数も少なく生息状況が悪い状況になってしまっているんで、そこをベースラインとして、少しでもよくなったという、これは甘過ぎるというか、それほどポジティブになっていないんじゃないかということになると思うんですね。ですから、これをいかにもっとネイチャーポジティブと胸を張って言えるような状況に持っていくかということが重要で、それには、やっぱり保護増殖事業のこともたくさん知ってもらって、例えば企業にも協力してもらって、スポンサーになってもらうとか、そういったことも必要だと思います。それから、一方で、こういった絶滅危惧種を増やしていくような開発に対しては環境影響評価をしているわけですけども、環境保全措置のほうも、その事業を行う前と後を比べて90%は確保されますとか、80%は確保される、それではポジティブにはならないわけで、それをちゃんと達成させるミッションをちゃんと義務づけていくことが必要だと思います。そういったために、私としては、今後この種の保存法について改正も考えていかれるのであれば、保護増殖事業と

いう名前が、専門的な増殖事業をされている方にとってはぴったりする名前かもしれないけれども、例えばクラウドファンディングなどでこれにスポンサーを募る場合は保護回復事業とか、もう少しポジティブな名前に変えたほうがいいのではないかという感じもします。それからまた、湿地性の植物とかの場合には、1種を守ることによってたくさんの種が守られるという植物種群という考え方もあると思います。そういったものにちゃんとお金を出してもらって、何種も一度に守られる、あるいは回復されるという指定の仕方も、そういう保護増殖事業、保護回復事業のつくり方もあると思いますし、それにスポンサーをつけていく。そういったいろんな工夫が必要になってくると思いますので、ぜひこの種の保存法をネイチャーポジティブに結びつけていくための今後の工夫を考えていただけたらありがたいと思います。以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。コメントをいただいたということにしたいと思います。よろしいですか。

○環境省（谷垣） 1点だけですけれども、施行状況評価のことをこの後の議事で今後のスケジュールを御報告させていただきます。今おっしゃったように、絶滅危惧種の時点で既にマイナスというところからのスタートですので、この保護増殖事業は、今おっしゃっていただいたようなどういったやり方が効果的なのか、あるいは資金確保みたいなのところも含めて、施行状況評価の中で効果的な保全策はぜひ検討していきたいと思っておりますので、引き続き御助言、御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。では、続いて石井信夫委員、お願いいたします。

○石井信夫委員 確認したいことがありまして、現状で指定種が442種ということですよ。参考資料7を見ると、そのうち対象は76種なんですけど、57の計画がある。このときに、計画があるものについては保護増殖事業と予算が漏れなくついていて、今回のこの検討は、計画はあっても、事業終了ということを考えられるものがあるのではないかということ論点を整理していただいたのかということが1つです。

計画には常に事業がついていて、その事業の予算が今の規模と違う事態になる。監視フェーズに移ると全くゼロということはないと思うのですが、そういうことを考えているのかというのが1つ。

それから、一旦計画ができると、今回の整理で事業完了ということになっても、計画自体は指定の解除まで続くということなのかということが、もう一つです。3ページに、指

定解除にならない場合は計画は存続するというのが現行なんだけれども、将来的には事業計画を終了することも考えているのかというのがもう一つです。

今、参考資料7で計画数を見たんですけれども、442種が指定されていて、そのうち76種について計画があるということですよね。442種には特定第一種と第二種が入っています。ざっと見た限りでは特定第二種について計画とか事業があるものはないようだけれども、特定一種の植物で事業計画がある、多分事業もあるんだと思いますけれども、そういうがあるので、集計表があると便利かなと思いました。全体的に見ると、指定はされているけれども、特に計画とか事業がないものが大多数と言っているんですかね。重要なものから事業が始まっていると思うのですが、そういう状況であるということが分かるように、そういう集計表があるといいと思いました。

それから、余計なことですがけれども、早く事業を終了したいということで、国家戦略にも5種と書いてあるから、これに向けてまだ心配なものも完了ということはないと思いますけれども、それは逆のことなので、そこら辺は留意していただきたいと思いました。

いずれにしても、目標をどう立てるかとか、目標が達成したということをどうやって判断するかというのは、多分個々のケースでこれから検討されると思いますので、まだ具体的にどういうことが起きるか分からないので、その検討に合わせて、保護対象にとって一番よい内容はどういうことかを考えていっていただければと思います。

いろいろ言いましたけれども、最初の確認事項を中心にお答えいただければと思います。以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。それでは、事務局からお願いいたします。

○環境省（福島） ありがとうございます。御確認というところでいうと、まず1点目が、計画が存続をしているけれども、目標を達成したら事業を終えるという整理かというところの確認かと思いますが、その点についてはそのとおりです。計画自体は国内希少種の指定が解除されるころまでは、現行の法律では存続するとなっておりますが、そこを待たずにちゃんと事業の目標が達成できれば、途中で事業を完了して監視フェーズに入るというところで整理をしています。

2点目ですが、監視フェーズに入ると予算的なことがどうなるかという御質問かと思います。監視フェーズについては、必要に応じて数年に一度程度のモニタリングを実施していくということを想定している期間としておりますが、論点のほうにも書かせていただいているんですけれども、種の保存ということを考えたときに、この保護増殖事業という枠

組みで事業を実施しているだけではなくて、生態系を対象としたような保全施策も中にはございまして、そういうところで一体的に保全措置が図られているものもございまして。そういう生態系を保全するような枠組みの中で一体的に保全されているものについては、例えばそちらのモニタリングをうまく活用していただくということも含めて、ほかの枠組みでモニタリングができるものについては、そういうことも検討していただく。そういうものが難しいものに関しては、いわゆる希少種の予算のほうから手当てをするということも想定はしているところです。3点目に、この論点整理の3ページの「保護増殖事業計画の取扱いについて」にも書いておりますとおり、今後、施行状況評価等も踏まえて種の保存法の見直しもしていくことになると思うんですけれども、保護増殖事業の廃止等の手続の規定については、今後その中で検討していくものになると考えています。これについてはメリット・デメリット等も勘案して、考えていくことになると思いますので、今、廃止手続を設ける方向ですと断言はできないんですけれども、検討の俎上には上げると考えているところでございます。

あと、戦略で目標を設定しているの、そのために急いで事業完了をとということにならないようにというのは、御指摘ごもっともかと思っておりますので、その点はもちろん注意していきたいと思っております。

もう1点、目標をどう立てるか、これは個々の種によって異なるだろうということも御指摘いただきました。この後、お時間があれば、この論点整理の資料について追加で御説明する中でも触れようと思っていたんですけれども、例えば論点整理の2ページ目下段の「下位計画の目標の設定について」というところで、事業完了に向けた目標の立て方、そのときにポイントとなりそうなところについてお示しをさせていただいておりますので、その辺も併せて御確認いただければと思っております。

質問、コメントについては、このような形でよろしかったでしょうか。

○石井信夫委員 1点だけ、今計画があるものは、事業とくっついている。くっついているという言い方は変ですけれども、そういう形になっているということですね。計画だけがあるというのは、ないということですよ。

○環境省（福島） 基本的にはそのような形にはなっておりますが、ただ、事業をどれぐらいやっているかとか、どこが主体になってやっているかも含めて、種によって状況は様々でございまして、環境省としてのコミットの度合いはいろいろあるということになってございます。

○石井信夫委員 ありがとうございます。

○石井実委員長 よろしいでしょうか。そうしましたら、白山委員、お願いいたします。

○白山義久委員 御説明ありがとうございました。2つ御質問がありまして、もう一つコメントもございますが、1つは、今の保護増殖事業は、目標が達成されたかどうか、シマフクロウみたいに具体的に何つがいになったらとかというような数字で評価できるものと、非常に抽象的な文言しか書いていなくて、目標が達成されたかどうかについての評価というか、達成されたということを確認するための客観性が非常に担保しにくいものだと思います。その中でも目標が達成されたということをもって監視フェーズに移ることに対して、やはり国民の理解が非常に得にくいというか、どうしても事業実施フェーズを終わらせたいがために、5種を無理やり目標を達成して監視フェーズに移行するというような印象を持たれないための何らかの仕組みが必要ではないかと思うのですが、そのあたりをどのようにお考えでしょうかというのが1つ目です。

それから、先ほど石井先生もおっしゃっていましたが、国内希少種に第一種と第二種がありますけれども、ここで第一種、第二種に対する仕分というんでしょうか、何らかの線引きがあってもいいのではないかと思うのですが、そこについてどう考えるかというのが2つ目。

1つコメントは、今後も保護増殖事業の完了した種を増やしたいと思ったときに、目標を達成したから完了するのであれば、最初の目標設定を低くする方向に今後の指定事業がなくなってってしまうのではないかという懸念があります。ですから、目標の設定に関する基準というか、何らかのしっかりとした歯止めが必要なのではないかと思うんですね。そうしないと、事業が、目標が達成しましたという数をどんどん増やしたいというところにつながっていくのではないかと思うので、そこを注意してほしい。

国内希少種の指定が解除されたらということなんですけれども、国内希少種は、現在、種数を増やすことに目標が設定されております。そことの整合性が非常に難しそうな気がいたしますけれども、そこをどうお考えかというのもお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございました。それでは事務局、お願いします。

○環境省（福島） 御質問とコメント、ありがとうございます。御指摘はごもっともだと感じております。質問1つ目の、今、保護増殖事業を実施している種の中で、数値目標を掲げて実施しているものもあれば、かなり抽象的な目標設定でやっているものもあるとい

うのは御指摘のとおりで、これについては、令和2年に公表しました参考資料6の「保護増殖事業のあり方」にも記載をしているところでございます。事業完了に向けて、これは国家戦略に掲げているからということではなく、実際に今、生息状況が改善して、個体数、それから生息地点も順調に増えていっているものについては、これは保護増殖事業の成果として、もっとポジティブにきちんと見せていくことも必要と思っている中で、具体的に事業完了という1つの目安を設けることで、ちゃんと事業を実施すれば、こういった効果がありますといったことも、ぜひ広く一般の方にも知っていただきたいと思っております。そういったことも踏まえていろいろと検討している中で、やはり御指摘のとおり、どうやってそれを評価するかがすごく難しいと、そういった声も事務所のほうからももちろん出てきております。まだ具体的にどういうふうに目標設定したらいいかというところまで突っ込んでなかなか書けていないのですけれども、この論点整理の2ページ目の「下位計画の目標の設定について」というところで、1つは、保護増殖事業は、その種が野生下において安定的に存続できる状態にするということについて、どういう目標値を達成すれば、そういうふうな状態になったと言えるのかということも含めて、調査検討していくものであると思っておりますので、目標設定自体が事業の中の1つに組み込まれるという場合もあると考えております。そういったことも踏まえて、下位計画の目標は、国が事業を継続しなくても、将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高いと判断できるような、1つは個体数等の水準及び生息地等の条件が想定される。それぞれの種の特性を踏まえて複数の観点から評価可能な目標を設定するということは示していきたいと考えていますし、目標は可能な限り定量的なものとする、評価方法の工夫等によっては、定量目標ではなくて定性的な目標も含むことは可能とするをしたいと思います。いずれにしても、評価方法が明確に定められていればというところは条件として提示していきたいと考えております。

あと、これも事業の一環になってくると思うんですけれども、目標到達に関する評価方法（調査方法、推定方法等）についても検討・設定していきましょうということも示させていただいています。もちろん新しい知見等が出てくれば、それも踏まえて必要に応じて目標の見直しを行う。現在、まさに事業完了に向けた検討や議論をしている事務所の悩ましい状況も踏まえて、目標設定の考え方としてはこのように整理をさせていただいたところでございます。これをもって全ての事務所、全ての事業でできるかという、それもまた難しいので、御指摘のとおり、終わらせるために低い目標を設定しているのではないかと

と思われないうようにというところについては、それぞれの種の保護増殖事業検討会等でも、きちんと御議論いただいて、公表もきちんとしていくという形が取れたらと考えているところです。

2点目の御質問の、特定第一種、特定第二種で考え方等の仕分があってもよいのではないかとこのところなんですけれども、すみません。この質問の意図が、保護増殖事業として実施する場合にということなのか、保全施策として保護増殖事業以外も含めて何か考え方の仕分が必要ではないかとこのところなのか、その辺、意図の部分を補足いただけるとありがたいです。

○白山義久委員 基本的に保護増殖事業の計画の対象種として、国内希少種がまず候補になるわけですよね。そのうちの多くの場合は通常の国内希少種なんだろうとは思いますが、もし第二種のを指定しようと考えたときには、どんな考え方があるんでしょうか、あるいはそれを解除するときの考え方も含めて御質問させていただきました。

○石井実委員長 事務局、どうでしょうか。

○環境省（谷垣） 今の保護増殖事業の状況としては、国内希少種、特定第一種、特定第二種とある中で、特定第二種はない状況で、普通の国内希少種と特定第一種はあるという状況です。どういう保全・保護策が取れるか、特に特定第二種という御質問と受け止めたのですけれども、特定第二種については本格的な指定は令和3年から始まったばかりで、その間、特定第二種は、里地里山とか二次的環境とか民間の団体が活動されているものも、これまで指定されている状況です。今の保護増殖事業は、国が主導でやるものという法律上の位置づけになっている中で、特定第二種に保護増殖事業という枠組みを、今の考え方のまま適用するのがいいのかどうかは、我々もまだ内部でも議論しているところで、むしろそうした地域の活動を促進していくような、あるいは特に場の保全の施策とセットで考えていくような種が多いのではないかと考えているところであります。このあたりのどういう施策がいいのか、地域の活動を促進していくような施策は保護増殖事業としてやるのが適切なのか、あるいは、そもそも保護増殖事業のあり方をもう一度見直したほうがいいのかというところを含めて、今後、種の保存法の見直しの中でも検討していく、特定第二種の運用を見ながら検討していくべきポイントと考えているところです。

保護増殖事業計画として特定第二種をどう扱うべきかという点のお答えでなくて大変恐縮ですけれども、その点、まだ課題というところでお答えをさせていただければと思います。

○白山義久委員 ありがとうございます。一言申し上げますと、先ほどの吉田委員のコメントのネイチャーポジティブの考え方からいうと、むしろ特定第二種はぴったりという感じもして、そのアイコンックな生物として特定第二種を考えるとというのも、1つの考え方としてあり得るのではないかと思ひまして、コメントさせていただきました。ありがとうございました。

○石井実委員長 事務局、特に追加はありますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎清明委員 既に白山委員や石井委員がおっしゃってくださった5種を終了することが目的になっていないかという懸念は、私は全く同じことを言おうと思っていたので、あまり繰り返して申しませんけれども、実は懸念ではなくて、私は相当その方向にあるような気がしています。具体的にはアホウドリの事業に関わって、これが一番終了に近づいているだろうということは私も理解しておりますけれども、アホウドリに関しては、数値目標はこれまでなかったんですね。検討会の中で数値目標が必要ではないかということをお願いしたんですけれども、実は検討会自体が、この2年間開催されないということになっています。正直に言いますと、決裂してしまっています。こういう形で保護増殖事業が終了するというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかと思って、具体的なことを言ったほうが分かりやすいかと思って申し上げます。もう一つ問題は、例えばアホウドリは10年、15年やっているわけですけれども、検討委員の委嘱は毎年1年限りの委嘱です。ですから、2年前に私は検討委員ではなくなっていますので、検討会には参画できないわけです。検討会はないわけです。つまり、この仕組みからすると、どなたがどこで検討して終了していくことを評価するかということが明確になっていないのではないかと思います。生々しいので、あまりこれ以上は言いませんけれども、終了5種を目標にするということの裏には、非常に大きな予算的な問題とかが絡んでいると私は思いますので、ぜひぜひ担当者の中では、もう少しよく検討していただきたいと思って、今日はあえて申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。この部分で何か事務局からございますでしょうか。コメントとして伺っておきますか。

○環境省（福島） 御意見として承りたいと思います。重ねて申し上げますと、国家戦略で数値目標を5種と掲げたから、そこの目標達成のために無理をして終わらせていくということではなくて、それよりも、前々から状況がよくなっている種に関しては、きちんと成

果が出ているというところも含めて発信をして、それは大変喜ばしいことでもありますし、関係者の御尽力によってできているところがございますので、一つそういった事業の完了もきちんと見据えながら、また、ちゃんと成果が出ているものについては、ポジティブな発信もしていくというところで進めていけたらと思っております。また、予算的な部分に関しましては、種によって状況もそれぞれではございますが、やはりいろいろなどころからいろいろな御意見をいただいております、予算獲得については、もちろん引き続き頑張りたいと思いますので、御理解いただければと思います。御指摘どうもありがとうございます。

○石井実委員長 よろしいでしょうか。そうしましたら、成島委員、お願いします。

○成島悦雄委員 5種ありきというのは、私もほかの委員の先生方と同じように懸念をしているところなんですけれども、それは今の御説明のとおりだと思います。私のほうから、事業完了後の生息域外保全の取扱いということで、当然、事業が終了したときに域外保全をやっていた場合には、その保全しているところでいろいろ個体数があるわけです。あるいは職員が働いているとか、いろいろあると思うんですけれども、ここにも、「保全を終了する場合は、飼育協力園館等とも十分調整の上、個体の取扱いを決定する」と書かれているんですけれども、これは結構大変なことだと思います。要するに、生き物を扱っているわけですから、終わったから、もういいというわけにはならないと思うので、ぜひここについてはすごく丁寧に御検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。

○環境省（福島） 御指摘ありがとうございます。まさに御指摘のとおりでございます。生息域外保全は長期的な視点を持って取り組みましょうというところは、環境省が出している指針にも書いているところがございますので、短期的な状況の変化でやめたり始めたりということはなかなか難しく、特に国内希少種の指定が解除されるまでは、モニタリングで生息状況の悪化等が見られる場合には、事業が再開するというのももちろん想定されますので、特に認定を取って取り組んでいただいている動物園につきましては、引き続き計画が解除によって失効するまでの間は、認定自体はそのまま継続して実施できるようにということで方針は示させていただいておりますし、個体等の取扱い、所有権等も含めてどういうふうにしていくかは関係者できちんと丁寧に議論していかないといけない、検討していかないといけないと考えておりますので、論点として、方針も含めてお示

しさせていただいているところでございます。御指摘ありがとうございます。

○成島悦雄委員 よろしくお願いいたします。

○石井実委員長 ありがとうございます。では、吉田委員、お願いします。

○吉田正人委員 先ほど白山委員がおっしゃったことに付け加えて短くコメントしたいと思います。特定第二種国内希少種の保全・回復は国というよりは、地域でそれぞれ取り組んでいる団体がやっていくことは非常に大事だと思いますけれども、今の法律の中ですと、第46条で認定保護増殖事業があるんですけれども、こういったものを活用すれば、そういった地域の団体が行っているような保全回復事業に認定する可能性はあると思うんですけれども、このイメージが保護増殖事業というので、生息域外保全をするような環境省の野生生物センターとか動物園、水族館、植物園等で保護増殖をする事業のようなイメージの名称になっているんですね。ですから、これをもう少し、里山の生息地管理だとか、あるいは無農薬で水田をつくることによって水田の昆虫などが維持されるとか、そういったことにも対応できるような名称変更とか、NPOも申請して環境大臣の認定を受けられるとか、そういった方向に少し工夫していただくと、先ほど白山委員がおっしゃったような方向性が必ずしも国が主体とならなくてもできるのではないかと思います。以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。具体的な御提案というか御助言をいただきまして、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。あとは、保護増殖事業計画の認定を受けたときには、法律上のメリット措置もありますので、そういったものが実際本当に特定第二種国内希少種にも効果的なのかとか、そういった制度的な検討も必要になると思っておりますので、引き続き課題とさせていただければと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、よろしいでしょうか。

資料3-2で、まず全体のフロー図を説明していただきました。大きくは2つのパターンがあるということで、計画が進行中であっても事業が完了するというパターン。この場合は監視フェーズに入る。それ以外には、国内希少種そのものの指定解除によって終了するパターンもあるという、この図ですけれども、このフロー図について特に反対の意見はなかったのではないかと思います。ただ、特に5種にこだわらない、5種ありきではないというところですか、基準の問題ですか、いろいろご指摘があったかと思えます。これらについては、引き続き環境省で御検討いただければと思います。この案件は特に決を採るというものではありませんので、たくさんの御意見を伺えたということだと思いま

す。

それでは、委員の皆さん、資料3-2全体のフロー図については、特に御異議ないという理解でよろしいですね。特になければ、すでに資料3-1についても大分説明されているんですけども、説明し残したところがありましたら事務局からお願いいたします。

○環境省（福島） 引き続き資料3-1、保護増の事業完了に向けた論点整理ということで、今御説明、もしくは質問等いただいて回答した部分以外で、論点として幾つか挙げているものがございますので、こちらについては簡単にかいつまんで御説明をさせていただきます。また、ここに含まれない違う論点も、もしあれば御意見として承れればと思っておりますので、ここから資料3-1のまだ御説明できていない部分について御説明できればと思います。

それでは、早速ではございますが、いろいろ御質問いただいたので、触れていないところについて御説明できればと思います。2ページ目の上段の「保護増殖事業の完了について」になります。ここで、今御説明したのは、基本的には目標を達成して事業を完了した場合とか、生息状況が改善して国内希少種の指定が解除された場合を取り上げてきたんですけども、種によってはかなり絶滅のリスクが高くて、実際に野生下でなかなか確認できなくなっているものもございます。こういった場合は、もちろん国家戦略の目標に適用される事業の完了、また終了ではないんですけども、やはり絶滅してしまったものに関しては、事業自体は終了せざるを得ないと思いますので、この一番最後のポツのところ、「対象種が絶滅した場合、保護増殖事業は終了となる。対象種が野生絶滅し、かつ野生復帰等による野生個体群再生の見込みがないと保護増殖事業検討会等において判断された場合は事業を終了する」と補足として記載させていただいております。ここについても、事業が終了になってしまうという判断はなかなか厳しいものになるかと思いますが、こういった事態も想定されると思いますし、例えば気候変動等によって生息地の再生がかなわないとか、野生復帰がかなわないという種も出てくるのが残念ながら想定されますので、論点として挙げさせていただいているところでございます。

続きまして、大体触れることができているんですけども、3ページ目下段の「他の保全施策との組合せで保護増殖事業を実施している場合」というところでございます。国内希少種の保全は、多くの場合、保護区における開発規制や自然再生、外来種の防除、鳥獣の個体数管理などの様々な保全施策の組合せで実施されているところでございます。また、世界自然遺産管理や国立公園管理など他の制度や枠組みの中で保全が推進されている

場合もございます。保護増殖事業と他の保全施策の関係を整理した上で、他の保全施策によってその種の減少要因が取り除かれ、安定的に存続できる状態となっている又はその見込みが高い場合には、そうしたことをもって事業完了も可能とする、もちろん目標が達成されてということではございますが、特定の種を対象とした保護増殖事業としては完了ということも可能とできればと考えております。ここについてはいろんな観点、御議論があるかと思えますけれども、そういう形で整理できないかと考えておるところでございます。また、監視フェーズへの移行後は、他の保全施策がきちんと実施できているかも含めて把握していくことが必要と考えているところでございます。

4 ページ目下段の「レッドリストとの関係」というところでございます。保護増殖事業の実施計画等、いわゆる下位計画の中の目標で、レッドリストのカテゴリーで目標を示している場合があります。例えば何年までに準絶滅危惧種のカテゴリーになることを目指して取り組むという形で目標設定しているものもございますが、こういった場合、レッドリストの見直し、公表時期と実施計画の計画期間、つまり目標到達に関する評価の時期は必ずしも一致するわけではございません。そのような場合、目標達成状況の評価のために、保護増殖事業検討会等において、レッドリストカテゴリーの判定基準等を参考に、ダウンリストの要件を満たしているか等、整理して評価することも可能としたいと考えております。例えば準絶滅危惧相当という形で評価をして判断をしていくことも可能ではないかと考えているところです。その後、例えばレッドリストの見直しにおいて、評価に使った判定基準の違いなどにより、対象種のカテゴリーが保護増検討会で行った評価と異なる評価結果となることも可能性として考えられるところでございますが、そのような場合、基本的には事業目標に対する評価としては、保護増検討会が出したものを優先して事業完了の判断に使えるということで整理ができればと考えています。ただし、レッドリストは科学的な観点から評価をしていくものでございますので、もし保護増殖事業検討会とレッドリストで評価が異なった場合に関しましては、不足している視点とか取組がないかということとは、関係者の中で検証することはぜひやっていかないといけないと考えております。

また、補足ですが、レッドリストの見直しでカテゴリー外となってしまった場合に関しては、国内希少種の指定が解除されることとなりますので、そういった場合は保護増殖事業も計画が失効するというところで、自動的に終了していくことになると思います。

その他、次の5 ページ目の「公表等」の取扱い、その下の「その他」のところ、認定・確認保護増殖事業の取扱いとか傷病対応等における手続等の、いわゆる適用除外にな

っている部分に関してどういう取扱いをするかということも併せて、考え方は示させていただきます。

この資料の6ページ以降は本件に関わる法律の条文や国家戦略等を抜粋してお示しているものになりますので、説明としてはここまでとなります。ほかにもいろいろと事業完了に向けた論点はあるかと思しますので、御意見をいただければと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。概要としては、先ほどの資料3-2のフロー図をおおむね認めていただければというところだったんですけども、細かいところは先ほどの質疑の中でもありましたが、さらに今回触れていなかった部分について追加していただきました。少しだけまだ時間があるので、この部分も含めて何かまだ言い残し等があったらお願いいたします。

大体よろしいでしょうか。事務局のほう、この内容が少しまた検討されて、野生生物小委員会等に出てくるということでよろしいのでしょうか。

○環境省（福島） はい。御議論いただいてコメントいただいたところも含めて、またこの資料も見直して野生小委に出させていただいてということで進められたらと思っております。

○石井実委員長 ありがとうございます。では、委員の皆さん、よろしいですね。

それでは、議事3もここで終了とさせていただきたいと思えます。

では、続きましてその他の議事で、事務局から2件の御報告がございますので、順次よろしくお願いいたします。

まず1つ目が、タカネヒカゲ八ヶ岳亜種保護増殖事業計画の策定についてということで資料4-1です。お願いいたします。福島補佐ですね。

○環境省（福島） 引き続き福島から資料4-1に基づいて説明させていただきます。

タカネヒカゲ八ヶ岳亜種保護増殖事業計画の策定について御報告させていただきます。タカネヒカゲ八ヶ岳亜種は、令和3年1月に国内希少種に指定されておりまして、環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠA類となっております。本州の高山蝶の中で最も高標高の2500m以上の地域に生息しておりまして、幼虫で2～3年過ごすことが知られております。生息地は長野県八ヶ岳の稜線部のハイマツ帯の風衝地帯に限られています。生息を脅かす要因としては、1つは、ニホンジカの食害による生息地の攪乱、吸蜜源の減少、また、気候変動による生息地の標高及び植生の変化、違法捕獲等が挙げられてございます。

続きまして、保護増殖事業計画の概要を説明させていただきます。現在このタカネヒカ

ゲ八ヶ岳亜種につきましては、生息状況が大変厳しく、積極的な保護が必要ということで、保護増殖事業計画を策定しております。令和5年10月11日の中央環境審議会の答申を受けて、令和5年12月13日に策定・告示されているところです。策定主体は環境省と農林水産省となっております。事業の目標は、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標としております。事業区域につきましては、生息地であります長野県八ヶ岳における本亜種の生息地、これはかつて生息地だった地域も含むとしております。それから、飼育下繁殖等を行う区域も併せて設定しております。

事業内容につきましては、この資料にも挙げておりますとおり、1つ目として、生息状況等の把握で、生息状況等の調査、生息環境の調査及びモニタリングを進めていくこととしております。また、本亜種は気候変動等による影響も懸念されているところでございまして、個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握、その影響のモニタリングも実施することとしてございます。2つ目が、生息地における生息環境の維持及び改善で、高山環境の維持及び回復、食草等の保護及び植栽を挙げてございます。それから、この種につきましては、生息数がかかなり少なくなっているということで、3つ目に、飼育下繁殖も実施することとしております。さらに必要に応じて飼育下繁殖した個体の野生復帰も検討していくこととしております。4つ目としては、生息地における違法な捕獲等の防止で、生息地の近くにあります山小屋等でも、以前から監視等をしていただいているところでございますが、これも必要な対策として挙げているところでございます。5つ目に普及啓発の推進、6つ目に効果的な事業の推進のための連携の確保としてございます。

簡単ではございますが、私からタカネヒカゲ八ヶ岳亜種保護増殖事業計画の策定に関する御報告は以上となります。

○石井実委員長 ありがとうございます。では、続いていきましょう。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」の検討についてということで、資料4-2に基づいて、谷垣補佐からお願いします。

○環境省（谷垣） 続きまして、資料4-2を御覧ください。

まず、背景のところを書かせていただいておりますけれども、現在の種の保存法につきましては、平成29年に改正、30年に施行となっております。その改正の法律において附則の中で、5年を経過した場合に施行状況を考慮して講ずべき必要な措置を検討するということになっております。こうしたことに基づきまして、本年6月にその5年が経過しておりますので、今年度、まずは論点を整理するところから始めて、施行状況調査に着手をし

ていきたいと思っております。この点については、先ほども話があった今年10月の中央環境審議会の野生生物小委員会でもこうした今後の進め方をしていくという点で御報告をさせていただいております。2ポツに大まかな検討の進め方ということで記載させていただいておりますけれども、今申し上げたように、今年度、施行状況評価検討会を立ち上げまして、まずは課題を整理していく。令和6年度から7年度にかけて、その課題に対してどのような措置が必要なのかを検討してまいりたいと存じます。現時点で法改正をするかしないかは決定しているものではないんですけれども、改正が必要な場合には中央環境審議会に諮っていくというプロセスを経ていきたいと思っております。前回改正のときに制定された特定第二種国内希少種とか前回の改正事項について、施行状況はどうなっているかということをはじめ、本日もいろいろと御意見をいただきました指定とか保護増殖事業を含めた保全のあり方といった点、根本的な問題も含めて、今日御指摘いただいたと思っておりますので、そうした論点も含めて、今後検討を進めてまいりたいと存じます。まずは今後進めていくというキックオフまでですけれども、御報告できればと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○石井実委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの2件の報告ですけれども、御意見、御質問があったらお受けしたいと思えます。よろしく申し上げます。石井信夫委員、お願いいたします。

○石井信夫委員 ありがとうございます。この2. 検討の進め方にあることですが、2ページ目に附帯決議が出ています。この中にワシントン条約附属書が出てくるのですが、これに関して、今、附属書Iの種については国際希少種に指定して規制をしているのですが、1ページにも2ページにも、流通管理強化とか、規制強化ということが書いてありますけれども、規制強化というのは国民の権利を制限することにもつながると、規制のあり方によっては守ろうとしている野生生物の保全ということから考えると、逆効果になるという事例があって、詳しい議論には立ち入りませんが、そういうことがありますから、単に規制を強めるとか禁止をしていくということが保全につながるという考え方がちなので、そこは十分注意して検討を進めていただければと思います。

私からは以上です。

○石井実委員長 ありがとうございます。コメントですけれども、事務局、何かございますでしょうか。

○環境省（谷垣） 本省の野生生物課、田邊補佐、よろしいでしょうか。

○石井信夫委員 もう少し説明してもいいですか。具体的でないので分かりにくいかと思えますけれども、規制をいろいろ考えていくと、当然それに伴う事務的な手続が煩雑になるということもありますし、予算とかいろんな形のエネルギーを使うことになります。また、さっき禁止ということを申し上げましたけれども、ある取引を禁止することによって違法行為を助長するという、保全に対してマイナスの効果をもたらす場合もあるので、それでどういう規制のあり方が保全にとって有効であるかということをも十分検討していただきたいということです。以上です。

○環境省（田邊） 本省野生生物課の課長補佐をしております田邊と申します。石井先生、御指摘ありがとうございます。この資料のつくりがあれなんですけど、まず、この附帯決議のちょうど5年たったときに改正内容の評価を行うことというのを抜粋しようとしたところ、まさにCITESの抜本的な見直しというところがちょうど出てきてしまうということもあって、これだけが注視されているところでもあるんですけども、実際には、この点も踏まえて1ページ目に記載しております過去の5年前に改正した内容が、いかにうまく運用されているか。おっしゃるとおり保全に資する行為まで手続を増やしてしまったり、権利の考え方とか、そういう点が問題を起こしていないかというところを全般的に見直そうと思っております。1ページ目に書いている「強化」というところは、前回改正の時に強化をしました。それが実際にうまく運用されているかということをも、今回の施行状況評価で見ていきたいと思っております。御指摘のとおりで、基本的には全て手続が必要ということにはしているんですけども、傷病鳥獣の対応とか自治体の皆様、地元の団体の皆様が保全のためによかれと思ってやってくださっていること、我々としても環境省から依頼をしている事業に対して、どのような手続の緩和ができるかも含めて考えていきたいと思っておりますので、また年度末に一度検討会のキックオフという形で開催しようと思っております。その際にも御意見をいただきながら、次年度以降、しっかりと検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○石井実委員長 石井信夫委員、よろしいですか。

では、成島委員、お願いいたします。

○成島悦雄委員 今、5年ごとの改正ということで、2018年に施行されたときに認定希少種保全動植物園等の制度がつくられたと思うんですけども、私は最近、環境省のホームページを拝見させていただいたのですが、それによると、5年たっているわけですけども、現時点で15施設しか認定されていないんですね。これは前からお願いしているんです

けれども、認定の速度が非常に遅いということで、たくさんの動物園、水族館、あるいはほかの施設が植物園等も含めて認定の申請をしていると思うんですけども、なかなか認定されていないということがあって、ある先生に言わせれば、この事業自体が頓挫しているんじゃないかという御批判をいただいています。今回は評価されるんでしょうけれども、何で認定がうまくいっていないのかということも含めて、域外保全の推進のためにも、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○石井実委員長 ありがとうございます。コメントですけれども、今の時点ではよろしいですか。

○環境省（谷垣） ありがとうございます。まさに前回改正で盛り込まれた制度ということで、今回、施行状況評価の中で御指摘は検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○石井実委員長 ほかに委員の皆さん、よろしいでしょうか。

では、本日予定した議題はここまですけれども、全体を通して何か言い残しとかあったら。委員の皆さん、よろしいですか。

特にはないですね。それでは、これで終了とさせていただきたいと思います。全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○環境省（皆藤） 石井委員長、これまでの長時間にわたる議事進行に御協力いただき誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御審議くださいまして誠にありがとうございます。なお、本日、12月22日から1月4日までパブリックコメントを実施いたしますので、お知らせいたします。

本会議はこれで閉会となりますけれども、閉会に当たりまして環境省自然環境局の白石局長から御挨拶申し上げます。白石局長、お願いします。

○環境省（白石） 本日は長時間にわたりまして御議論いただきまして、また、会議の趣旨を踏まえ、科学的な観点から大変有益な指摘を多くいただきまして誠にありがとうございます。本日の会議での議論結果を踏まえて、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種については、なるべく早期の公布・施行を目指して手続を進めてまいりたいと思っております。指定に係るパブリックコメントは、本日から開始をさせていただきます。引き続き種指定が有効な種の検討を進めてまいる所存でございます。

それから、御議論いただきました保護増殖事業の事業完了の考え方につきましても、様々な御意見を頂戴いただきましたが、事務方で整理を行った上で、中央環境審議会（野生

生物小委員会)にも御報告の上、御議論いただき、目標を達成した種については適切に事業を完了していけるような道筋を図ってまいりたいと考えております。

種の保存法施行から30年を経過して、成果が出てきている部分がある一方で、ここ数年で大きく指定種数が増えるなど、種の保存法を取り巻く状況も大きく変化してございます。本日いただいた御議論や今後の法施行状況評価における検討なども踏まえた上で、2030年のネイチャーポジティブの達成に向けて施策を展開してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、また引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。本日は御多忙のところ誠にありがとうございました。

○環境省(皆藤) ありがとうございます。以上をもちまして令和5年度希少野生動植物種専門家科学委員会を閉会といたします。本日はありがとうございました。